第明三治二十五種郵便物認可
△
○　○
65　平成21年12月8日　火曜日　官　報　（号外第257号）（2分冊の2）

平成２１年（フ）第６９３号
静岡市駿河区下川原１丁目14番12号　イーグルハイツＡ202号、旧住所静岡市駿河区西島257番地の２　ピープル97―205号
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０１３号
大阪府門真市栄町７番７号
債務者　山口　直紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５８号
大阪府豊中市岡町南３丁目13番26―105号
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９１６号
横浜市瀬谷区阿久和南２丁目５番地４　マイキャッスル三ツ境Ⅱ311号
債務者　菱沼　幹光
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９１７号
横浜市瀬谷区阿久和南２丁目５番地４　マイキャッスル三ツ境Ⅱ311号
債務者　菱沼　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０５号
岡山県倉敷市林601番地10
債務者　濱口　人典
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０６号
岡山県倉敷市林601番地10
債務者　濱口千鶴子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１７号
岡山県倉敷市児島塩生350番地１―１―302号
債務者　入江　遥香
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４１号
静岡市葵区唐瀬２丁目２番４―105号
債務者　石垣　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０２号
静岡市清水区折戸３丁目13番１号　折戸団地1301
債務者　千葉　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０号
広島県福山市御幸町大字下岩成350番地８、旧住所広島県深安郡神辺町字十九軒屋253番地の２
債務者　植松　康博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後３時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４０２号
広島県福山市坪生町１丁目４番10号
債務者　佐藤　洋伸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第７６９号
愛知県安城市三河安城町２丁目23番地３　ソシアルセイワ三河安城501
債務者　伊藤　彰紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
愛知県西尾市寺津町田地山36番地３、旧住所愛知県西尾市下矢田町円入庵33番地５　コーポ33・２―２号室
債務者　渡部　和宏
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
静岡県藤枝市横内866番地の３、旧住所静岡県藤枝市前島３丁目11番62号
債務者　福原　利訓
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部